

大学生活

令和2年(2020年)6月改訂

全国高等学校長協会特別支援学校部会・全国盲学校長会大学進学支援委員会・全国高等学校長協会入試点訳事業部

目 次

ごあいさつ	1
第1章 視覚障害	2
視覚障害とは	2
第2章 学習	8
第1節 オリエンテーション	8
第2節 講義	11
第3節 ゼミ	14
第4節 図版・グラフ・表	15
第5節 視聴覚機器	17
第6節 テスト・レポート	19
第7節 実験・フィールドワーク・ラボ	22
第8節 体育実技	25
第9節 情報収集	26
第10節 図書館	28
第11節 支援体制	30
第12節 ボランティアとの関わり	33
第13節 コンピュータ機器、ソフト、その他	34
第3章 学生生活	35
第1節 住まい	35
第2節 通学	37
第3節 学内移動	38
第4節 奨学金制度	41
参考資料・文献	43
問い合わせ先	45

ご あ い さ つ

このたび、「シリーズ視覚障害者の大学進学 大学生活」を、改訂いたしました。

近年、視覚障害のある学生が大学のさまざまな学部・学科に進学するようになり、さまざまな支援をいただきながら学んでおります。これは大変喜ばしいことです。しかし、視覚障害学生にとって大学での学習や生活は、やはり多くの困難を伴うものです。その困難のいくつかは、大学の教職員の皆様に視覚障害学生について理解していただくことで、解決することができます。また、視覚障害学生自身が、工夫によって可能になることとそうではないことについてよく理解し、支援のために自身も関わっていけるよう、盲学校側においては、視覚障害学生が学ぶ力を育てていくことも重要であると考えます。

前回の改訂から今回の改訂までに、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の施行、「読書バリアフリー法」の成立等、法整備が進み、視覚障害学生をとりまく環境は徐々に改善されつつあります。しかし、実際の支援の充実に向けての課題の解決は、これからであるといえます。

本シリーズは、全国高等学校長協会特別支援学校部会・全国高等学校長協会入試点訳事業部のご支援をいただきながら、全国盲学校長会大学進学支援委員会が編集・発行しています。本冊子の改訂にあたり、筑波大学附属視覚特別支援学校高等部進路指導部にご協力をいただきました。また、十名の視覚障害大学生の皆さんからは貴重なご意見をいただきました。

最近では、大学間の単位交換制度や公開講座などで、短期的に視覚障害学生が受講するケースも見られます。視覚障害学生への理解、また、視覚障害学生の大学入学後の心得として、本冊子をご活用いただき、支援内容について、関係の方々によってさらに具体的に進めていただけましたら幸いです。

視覚障害学生が充実した大学生活をおくることを祈りつつ、本冊子をお届けいたします。

令和2年6月18日
全国盲学校長会大学進学支援委員会
委員長 茂呂雄二

第1章 視覚障害者とは

視覚障害は、視機能の永続的低下を意味しますが、その障害の程度は様々です。

大学に入学する学生の場合を考えたとき、現在の障害の状態だけでなく、現在に至るまでの経過や生活経験も一人一人異なります。また他の学生がそうであるように一人一人の個性もあります。そのため、支援のニーズも様々であると言えますが、ここでは視覚障害学生の大学生活において一般的にどのような点が障害となるのかを挙げ、その解消のために求められる配慮について述べます。

(1) 障害の程度による学習手段の違い

視覚障害は、学校教育上の観点からは、次のように示されています。

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。(学校教育法施行令第22条の3)

視覚障害者の見え方には個人差がありますが、大きくは次のいずれかに分けられます。

- ① 視覚による学習が不可能、または著しく困難で、主として、聴覚や触覚など、視覚以外の感覚を用いて学ぶことが適切な視覚障害。点字を使用する。
- ② 視覚による学習や生活に困難があるものの、資料の拡大や視覚補助具の使用など、特別な配慮によって普通文字(墨字)を用いて学ぶことが可能である視覚障害。弱視。見えにくさには多様な状態がある。

しかし実際に一人一人のケースに照らしてみた場合、判然と区別できるわけではありません。適した学習手段を選択するにしても、現在の視力、視野障害、将来の視力の見通し、機器による視覚補償の可能性、本人の気持ちなど様々な要因が考慮されています。

また、外国語の学習では点字を使うが、視覚的な要素の多い数学では普通文字(墨字)を使うなど、両方の文字を併用するケースもあります。

(2) 点字による学習

点字使用学生は、図版やグラフも指先で触って認識します。点字によって日本語はもちろん、英語などの外国語、数学、化学記号、楽譜など、いろいろな文字や記号を表すことができます。また、熟練した読み手であれば、普通の音読の速さに十分ついていく速さで点字を読むことができますし、講義を聴きながらメモをとる速さにも問題はありません。

点字の特性の一つに、触ったところだけしかわからないという点があります。そのため、本をざっと読んで重要と思われるところだけを拾うことはできません。また、多くの資料の中から必要な部分を選び出すにも時間がかかります。図版やグラフ、表などを読む際も、一目瞭然に全体像を把握することはできません。手を動かしながら指先で順に触っていき、その指先の動きを頭の中でつなぎ合わせて全体像を構築するという作業をしなければなりません。この作業には集中力が必要で、時間もかかります。

点字は表音文字であり、かなだけで書かれた文章と同じです。そこで、文節ごとに分かち書きをし、長い名詞などには「マスあけ」を入れて、意味をとりやすくする工夫をしています。点字には漢字はありませんので、かなで書かれた文章にどのような漢字が使われているのかは文脈から判断するしかありません。日本語には多くの同音異義語がありますが、日常的に漢字を見たり書いたりすることのない人が、同じ音で表される言葉の文字の違いや意味の違いを理解することはかなり大変なことです。日常よく使われている熟語はともかく、聞き慣れない言葉は音だけでは意味がとりにくく、漢字を見て意味がわかる語の場合には、どの漢字が使われているかという補足説明が必要です。

点字で、数式も楽譜も書き表すことができることは先に述べましたが、墨字と違い、点字では、それが数式であるか楽譜であるか、一目瞭然にはわかりません。どれも6点の組み合わせによる点字でできており、例えば、日本語のア、英語のa、数字の1はどれも同じ文字で表され、その文字に前置する符号によって区別されます。外国語の点字にはその言語特有のルールがあり、点字使用学生が外国語を学ぶ際には、その言語での表記のルールも習得する必要があります。

また、墨字で書かれた数式や楽譜は上下にも広がりを持っていますが、点字では横一列に並んだ文字列になってしまいます。たとえば、分数は墨字では上下二段に書かれ、分子と分母を一度に把握できますが、点字では、(分子) (分数線) (分母)の順に横一列に書かれ、この順に読んで、頭の中で分子と分母を意識しながら分数として認識します。したがって、複雑な式になるほど、正確に認識するために時間がかかります。

このように、点字は、単なる読み書きの速さをみると、墨字を読む場合に比べて大きく差が出ることはないのですが、文章中の漢字を類推しながら読まなければならない場合や、資料の中から必要な箇所を探す場合、数式や楽譜のように一列に書かれた文字や符号を読みながら面としての広がりイメージを頭の中に構築しなければならない場合などには大変時間がかかるものです。

(3) 拡大文字等を使用する弱視学生の学習

弱視学生の学習においては、次のような配慮が求められます。

- ① 見えやすい環境を整えること（第2章参照）
- ② 視覚以外の感覚の活用（第2章参照）
- ③ 見えにくさの理解

弱視者の視力値には、一人一人かなり大きな違いがありますし、同じ視力であっても、眼疾患によって見え方に大きな違いがあります。見えにくさへの理解を試みるため、主な見え方の問題を次にあげます。

・視野が部分的に見えない

一般的にもものを見るときには、顔や眼球を動かして眼の中心で見るようにしています。しかし、網膜の中心付近の黄斑部に異常のある人は、視野の中心部分が暗点になってしまうため、周辺でもものを見ることになります。最もよく見える中心部が使えないので、墨字の読み書きが困難で点字を使っている人が多いのですが、周辺部の視力はあるので歩行には比較的問題がない人もいます。中心付近は見えるが、中心以外が見えないという人もいます。

・暗い場所で見えにくい（暗順応の困難）

網膜色素変性症という疾患は盲学校の児童・生徒の眼疾患の中で多いものの一つですが、視野狭窄と暗い場所での視力の低下に特徴があります。したがって、暗い場所での歩行、特に明るい場所から暗い場所に入ったときの歩行の安全に注意が必要です。また、視野が狭くなるため、足下が見えにくく段差でつまずいたり、横から飛び出してくるものは見えなかったりするので、歩行の際には白杖が必要なこともあります。しかし、中心部の視力は保たれていることがあり、本を読んだりノートをとったりするときには比較的障害が少ない人もいます。また、中学・高校の年代で視力が低下してくる人も多く、その場合には、見えにくい状態に慣れていない

ため、とりわけ暗い場所での安全に注意する必要があります。また、視力低下に応じて墨字から点字へ切り替えた場合には点字に習熟するまでの間特に援助が必要です。

・まぶしい（羞明）

明るさのある環境が見やすいという人が多いのですが、強い光に敏感でまぶしさ（羞明）を感じる人もいます。対策として屋外では遮光眼鏡をかけ、屋内では机の上に黒いシートを敷いてまぶしさをやわらげるようにすることがあります。羞明が強く、屋内でも遮光眼鏡が必要なことがあります。また、白黒反転（黒地に白文字）の教材が適していることがあります。

その他に

- ・網膜像のピントが合っていない（矯正が困難な屈折異常）
- ・すりガラスを通して見ているような状態（混濁）
- ・見ているものを小刻みに揺すられているような状態（振盪）
- ・色覚の困難

などの状態も見られます。多くの弱視者が、複数の状態を併せ有しており、体調によっても変動します。

また、弱視者には以下のようなものが見えにくいと一般的に言われていますが、見え方は個人によって異なるため、以下の見え方がいくつか該当するという人もいれば、以下に当てはまるものはないという人もいます。

- （ア）遠いもの（遠くの景色は見えない。看板の文字は見えない。）
- （イ）小さいもの（細かい文字はよく見えない。）
- （ウ）動いているもの（飛んでいる小鳥や虫は動きを目で追えず捉えづらい。）
- （エ）大きな建物などの全体像（視野が狭いと目の前のビルの形は見えない。）
- （オ）よく似たものの区別（花壇の草取りで花の苗と雑草の区別がつかない。）

遠いものや小さいものが見えないということは容易に想像が付きませんが、目の前の建物が見えてもその建物の形が見えにくいことなどは、言われてみないとなかなか気づきません。また、色の区別が付きにくい人も多いので、色で標識をつける時などは、明度差も大きくするほうが確実です。ルーペや単眼鏡を巧みに用いて読み書きしている弱視者に接すると、周囲の者は見えにくい状態に気づきにくいのですが、当事者は相当努力していることが多いのです。

(4) 弱視のための視覚補償機器

弱視者の多くは弱視レンズを使っています。弱視レンズには大きく分けて、近用レンズと遠用レンズがあります。近用レンズは虫眼鏡やルーペの仲間で、ルーペの台に明かりを取り入れるための透明な窓があるもの、照明のついているものもあります。これは、弱視者は眼を近づけて見るために、文字が影に入ってしまうことへの対策です。

特に視力が低い弱視者は拡大読書器を使います。これは、テレビカメラとディスプレイが一体化したもので、カメラがとらえた文字を画面で自由に大きさを変えて見るしくみです。弱視学生の中には、細かい文字の資料を読むためにだけ拡大読書器を使う人もいれば、本を読むときだけでなくノートをとるときにも拡大読書器が必要な人など、さまざまです。機種もいろいろあり、携帯型のものや卓上型の大型のものがあります。大型のものを使用する場合には設置するための机やパソコンラック、大学内で安全に保管できる場所が必要です。また、条件が合えばタブレット端末を拡大読書器の代わりに利用することも可能です。

弱視レンズを使う場合も拡大読書器を使う場合も、文字そのものは見えやすくなりますが、拡大するために見える範囲が狭くなり、全体像が分かりにくくなるという問題があります。図版や表などを見る場合も、全体を見渡して大まかにつかむという見方が難しくなり、細分化されたものを頭の中でつないでイメージを構築しなければならないところは、触覚で図を認識するときと似ています。また、文章を読むときも、今読んでいる箇所を少し先を見通しておくといった読み方はしづらく、特に初めて見る文章をすらすら読むことが難しいことがあります。

(5) 個人差への柔軟な対応を

個人差は見え方だけにあるわけではありません。視覚障害のある児童生徒が学ぶ場は、盲学校だけでなく通常の学校やその中に設置された弱視学級など多様です。学習手段としての文字にしても、小学校入学時から点字あるいは墨字で学び続けている人、視力低下によって使用文字を墨字から点字へ切り替えた人、点字を習得しつつ現在の学習は墨字で行っている人などがいます。そのため、例えば教材等の資料に対しても、希望する配慮事項は一人一人異なるといえます。

したがって、大学での環境整備に当たっては、学生本人と話し合い、学生が自分自身で判断する機会を与えることが大切です。過去に視覚障害学生を支援した実績があると、それを前例として判断されることがありますが、共通する部分もある一方で、一人一人異なる部分があることをよく認識しておく必要があります。「以前いた学生はこれができたから（できなかったから）、今度の学生も同様だろう」と考えられると、不適切な支援につながってしまうおそれがあります。

第2章 学習

近年、視覚障害学生の大学での学習に、視覚を補う機器類の使用が必須となっています。本シリーズ3「支援機器」に詳しく記載してありますので、併せてお読みください。

第1節 オリエンテーション

入学試験を突破し、大学に入学するとまずオリエンテーションを受け、大学生活全般について知ることとなります。この時期の学生は、障害の有無に関わらず、みな新しいことを吸収しなければならず余裕がありません。視覚障害学生に対しては、次のような配慮をすることでスムーズに大学生生活に馴染んでいくことができます。また、この時期に友人ができることでその後の生活も大きく変わります。大学が個人へのサポートを過剰に行うことで、他の学生との接触を少なくしてしまうおそれもありますので、時には支援の必要があるかどうかを本人に確認してみてください。

(1) 入学前の準備

オリエンテーションでは、講義要項や各種の案内等が配られますが、配布されるものについては、可能な限り入学以前の早い段階で、視覚障害学生が読める形で渡す必要があります。近年はウェブ上で読めるようになっている場合が多いようですが、ウェブ上で学生自身が読めたとしても、情報が膨大で、必要な情報にたどりつくことが難しいため、サポートが必要です。

(2) テキストデータの準備

オリエンテーションで必要な資料等をテキストデータにして本人に渡していただくことで、その内容を学生自身が確認できます。ただし図表については、コンピュータを用いても読みこなすことは困難です。

墨字使用学生には希望する拡大率による拡大資料を用意していただく方法もあります。

また、テキストデータが読めない場合に備え、Word などテキストデータ以外の資料を併せて提供していただくと、点字使用学生も助かることがあります。

(3) アシスタントの準備

講義要項等を点字にすることは膨大な時間と労力が必要になるため、学内にいるごく少数の学生のためにそれらを準備するのは難しい場合があります。大学によってはチューター制度などを利用して、視覚障害学生に朗読サービスをしたり、履修の仕方の説明を上級生や大学院生が行っているところもあります。また、履修登録の際に、職員の方がサポートをしている場合もあります。

(4) 学内の移動

学内の建物の位置や教室の配置、トイレの場所等は入学以前にある程度覚えておかなければなりません。第3章で詳しく説明しますが、大学側である程度時間を作り、さしあたって1年生が必要な場所については、独力で移動できるように説明をしている場合もあります。また、上級生に視覚障害学生がいたり、点訳サークル等があれば、一緒に歩きながら説明をする場合、入学前の春休みの期間に、出身学校や障害者支援施設が歩行訓練を実施する場合もあります。

(5) 他の学生への紹介

視覚障害学生は、他の学生のサポートを受けることがしばしばあります。したがって、入学当初のオリエンテーションの期間に、少なくとも同じ学部学科の学生に対して紹介をしておく、それ以後の関係を作りやすくなる場合があります。ただし、学生によっては、このことを望まない場合もあります。紹介の仕方によっては、特別視されることで他の学生との関係を築きにくくなることもありますので、どのように行うかは、学生本人と十分に打ち合わせる必要があります。

(6) 履修登録

視覚障害学生はテキストを事前に点字や音声情報にする必要等から、どの授業を履修するかについては早い段階で決めなければなりません。履修手続きはウェブ上で行われることが増えています。機器の音声読み上げによる操作では困難な場合がほとんどですので、教職員のサポートが必要です。

また、データを提供していただいた場合も、シラバスや時間割表など、特に表形式で記載されているものは、全体を見比べて把握することが困難です。点字使用学生だけでなく墨字使用学生も、分量が多く文字の細かい資料から必要な情報を読み取ることが困難な場合が多くあります。

授業によっては年度当初に抽選をしたりする場合がありますが、その時期まで待っていると点訳等の準備ができないことがありますので、優先的に履修の登録ができるような配慮も必要となります。

大学によっては、外国語のクラス分けのために試験を行い、外部団体が実施する試験の結果を利用することがあり、必要によっては入学試験と同様に点訳を依頼する必要があります。オンライン受験の場合は、視覚障害者が受験可能な環境かどうかの確認が必要になります。これらについて十分に学生本人と大学側で情報を共有し、代替措置が必要ならば、そのことについて考える時間的な余裕が必要になります。

第2節 講義

視覚障害学生が講義に参加している場合、そのことで授業の内容や方法を大幅に変更する必要はありません。しかし、いくつか配慮いただきたい点があり、場合によっては代替措置を考えなければならないこともあります。

学生本人と相談する際は、本人に直接またはメール等であらかじめ個別に伝えていただくのがよいでしょう。多くの学生がいる場でマイクを通して呼ばれるなどすると、その場の注目を集めることになってしまいます。

(1) 録音

視覚障害学生はノートテイクに時間がかかることもあり、講義を録音しておいて、復習のために利用することがあります。そのため、申し出がある場合には、講義の録音を認めて下さい。

(2) 板書

板書については、可能な限りその内容を口頭で読み上げてください。ただし、講義で話されている内容を補う意味で板書している場合には、改めて読み上げる必要はありません。無言で板書をしている時間が長く続くと、重要なことが書かれているのではないかということによって不安になりますので、そのような時はなるべく書いた内容が視覚障害学生にも伝わるようにして下さい。

授業担当者によっては、板書する内容やキーワードを事前に視覚障害学生に渡しておいて、授業中に支障がでないようにしている場合もあります。特に理数系の場合、数式など読み上げられたものを、聞きながら書き取るのは難しいため、このような方法は有効です。また外国語の場合、発音されただけではスペリング等がわからない場合があるため、そのような場合は1文字ずつ読み上げて下さい。

(3) 指示語

板書や映像資料を指し示しながら、「これ」、「あの」等の指示語を使うと、それを見ることができない学生にとっては講義の内容がわかりにくくなります。指示語は具体的な言葉に置き換えるようにして下さい。

(4) テキスト

大学で使う専門的な内容のテキスト類は一部の分野を除いてほとんどの場合、点訳や音訳はされていません。そのため、講義に間に合うように視覚障害学生が読める形で準備する必要があります。

準備の方法としては、点訳・音訳・テキストデータでの供給等が考えられます。テキストデータにすることが難しい場合もあると思われませんが、特に点字使用学生にとっては、pdf の読み取りは大変手間がかかるものです。資料をデータで受け取る視覚障害学生には、他者にそれを再配布しないという自己責任が求められますが、そのことを前もって相互に確認しておくことが望ましいでしょう。

また、参考資料の出版元に対してテキストデータの提供を求める必要があるときには、問い合わせを行う学生に協力していただけるようお願いいたします。大学が介在することによってデータ提供がスムーズになることもあるからです。

点訳や音訳は外部組織に依頼することが多いと思われませんが、一冊の本を用意するのに一カ月以上はかかります。点訳依頼が集中する時期には、必要度が高い箇所から順番に点訳されることとなります。そのため、講義がスタートするよりもできるだけ早い段階で、使用するテキストを視覚障害学生や依頼先にお知らせ下さい。最近では、OCR の技術が進歩し、スキャナを使って資料を音声データやテキストデータに変換することが容易になってきました。しかし、完璧に変換できる訳ではないので、十分な校正時間が必要となります。

(5) プリント

墨字使用学生には、受講が決まった段階で希望する拡大率を確認しておくとい良いでしょう。個別の講義のために用意される資料やリアクションペーパー等のプリント類は、早い段階での準備が難しいことが多いようですが、可能な限り、実際に講義で使用するよりも前に準備していただくと、点訳や音訳が必要な場合には早く用意することができます。

下記にあげる学生の経験談は一つの例で、プリント類にはいろいろな形式がありますので、学生から随時相談を受けられるようにしていただくのがよいと思います。

経験談 1

「スライドを見ながら配布されたプリントの穴を埋める形式の場合、スライドの文字が見えづらく、遠くと近くを見ることを繰り返して目が疲れてしまい、授業についていけないことがある。このような時は、穴埋め部分が完成しているプリントも視覚障害学生にいただくと、手元で正解を確認しながら授業を受けることができ

て助かる。」（墨字使用）

経験談 2

「テキストや書籍などからコピーしたプリントに、先生が手書きで書き足されている場合、まず書き込みがされているという情報をいただき、その部分も授業で必要かどうか（点訳やテキスト化が必要かどうか）を知らせていただけるとありがたい。」（点字使用）

（6）提出物

講義中に、意見やコメントを学生に書かせる場合があります。あらかじめ提出方法を学生本人と確認しておいてください。提出方法は、データ、印刷物、自筆、代筆がありますが、所定の形式で配布されるものは、墨字使用学生には、受講が決まった段階で希望する拡大率を確認しておくといよいでしょう。

点字使用学生の場合、日常の読み書きには漢字を使用していないため、変換ミスや間違いがあり得ることに対しては、配慮をお願いします。

第3節 ゼミ

ゼミ学習では、お互いにレジユメを作り、発表したり意見を述べ合ったりすることが多くなります。視覚障害学生がゼミに参加するためには次のようなことが考えられます。

視覚障害学生が発表する場合、レジユメ等はコンピュータを利用するなどして、他の学生が読める形で準備することができます。もし、コンピュータが使えない場合は、事前に他の学生やボランティアの手を借りて準備をすることになります。

また、他の学生の発表に際し、視覚障害学生が主体的に関わっていくためには、レジユメを当日渡されてもすぐに読むことができないため、事前に読めることが望ましいのですが、現実的にはそれは難しいということが予想されます。しかし、ゼミ全体としてなるべく早めに準備することを申し合わせをすることで、障害のある学生も参加しやすいようにしていくことを心がける必要があります。

また、ゼミで使用する資料やテキスト等もできるだけ早く決められるように他の学生への働きかけが必要となります。

第4節 図版・グラフ・表

図版やグラフ、表などは本来視覚的なもので、視覚障害学生にとっては決して読みやすいものではありません。そこで、以下に示すような配慮をお願いします。

(1) 黒板やスライド、パワーポイント等で示す図は、あらかじめ本人に渡して下さい。

黒板やスライド、パワーポイント等は、墨字使用学生にもほとんど見えません。中には、黒板の文字を、遠用レンズ（望遠鏡の一種）を用いて読むことができる人もいますが、レンズを使って拡大するため視野が狭くなり、図版やグラフ・表の全体像を把握するのが難しくなってしまいます。そのため、授業中に用いる図版、グラフ、表などは、墨字使用学生の場合、データで事前に本人に渡していただくと、機器を用いて手元で拡大することができます。

点字使用学生の場合も、事前に渡していただくことで、それを点訳したり凸図にするなどの準備をして授業に臨むことができます。グラフは、数値がわかるものであれば、読み取れる数値を資料内にグラフの説明としてつけてもらえると、点訳資料に反映させることができます。また、写真資料には、タイトルが表記されていると、何を表している写真なのかが把握しやすくなります。

凸図を作る方法はいろいろありますが、次の方法が一般的に用いられています。

(ア) 立体コピー

熱によってはじける発泡剤のマイクロカプセルが表面に塗布された特殊な紙（カプセルペーパー）を用います。この紙に、図版などを通常のコピー機でコピーするか、黒いインク（カーボンの入ったもの）で直接描きます。それを赤外線を出す専用のランプの下を通すと、黒い部分が赤外線を吸収して発泡し、その部分が浮き出た凸図ができます。

(イ) 表面作図器（レーザーライター）

ゴム製の下敷きの上にレーザーライター用紙（セロハン紙のようなもの）を載せ、用紙にボールペンで図を描きます。ボールペンによってできる「ひっかき傷」で図を表すものです。複雑な図版には適しませんが、その場で簡単に図を描いて説明するのに適しています。アルファベットや数字も大きめに書けばわかります。本人がグラフや図版を描く場合にも、この器具を用います。レーザーライター用紙は市販さ

れていて、ふつうのセロハン紙のほか、少し厚みのある半透明のビニールシートや、セロハン紙に和紙で裏打ちしたものなどがあります。

(ウ) 市販の板目紙に一般的なメッシュの排水ロネットをかぶせ、その上に墨字の図版やグラフの描かれた普通用紙を載せます。普通用紙に描かれた図版やグラフの輪郭をボールペンでなぞると、排水ロネットのメッシュの凹凸によって、普通用紙にわずかな凹凸が浮き出ます。その場で簡単に普通用紙に描いて説明することができ、便利です。例えば、実験中にプリントアウトしたグラフデータをすぐに読み取って次のステップに進みたいときに、TA や実験補助スタッフ等が簡単に凸図にできます。長期保存の資料には不向きだと思われます。

(エ) 市販のコピー用紙に市販の細いテープを貼り、図を説明します。

上記の(ア) (イ) がない場合や、短時間で用意しなければならない場合、(ウ) (エ) の方法でもわかりやすく示すことが可能です。

(2) 順序だった具体的な説明が効果的です。

多数の図版などを使う場合は番号をつけ、どの図版を見ているかがわかるようにして下さい。また、文字が入っていない図では、どちらが上方向なのか説明してください。説明にあたっては、細部を見る前に何を表した図版なのかが分かるように、たとえば、図なら何をどの向きから見たものか、グラフや表なら、横方向(X軸方向)に何を表し、縦方向(Y軸方向)に何を表したものなのかを説明するか、本人が理解するのを待っていただけると助かります。これらは、視覚障害がなければ自ずからわかることですが、視覚障害学生にとっては、最も理解しにくいところです。この説明があるかないかで、そのものの理解ができるかできないかが影響されてしまうことをご理解ください。また、事前に図版等を本人に渡してもらうことで、予習しておくことができ、読みとるための時間をさらに短縮できます。

第5節 視聴覚機器

プロジェクター等の視聴覚機器を利用した授業も多く行われています。視覚障害学生がこのような授業に参加する場合、授業の内容を理解できるようにするために、いくつかの方法が考えられます。学生個人のコンピュータや点字ディスプレイの使用によって内容の理解が可能になることもありますので、学生が使用許可を求めた場合には相談に応じてください。

(1) プレゼンテーションソフト（パワーポイント等）

弱視学生には、プレゼンテーションソフトの紙資料は拡大して渡してください。可能であればデータでいただけると、機器を用いて手元で拡大することもできます。データ受領が可能であると弱視学生にとっては状況に合わせた瞬時の拡大・縮小、コントラストの変更ができますし、大量の紙資料を提供する必要もなくなります。

プレゼンテーションソフトの資料を点訳またはテキスト化する場合、膨大な文字情報が含まれていたり、画像が多用されていることが多いため、必要最低限の文字情報だけを抜き出したり、図表や写真に関する補足説明を入れたりされているとわかりやすくなります。

また、「講義」の項でも述べましたが、「これ」などの指示語を避け、具体的な言葉で説明をすることが必要です。

(2) ビデオ等の映像資料

映像資料を使用する場合は、事前に学生にその旨を伝えてください。もともと音声解説がついていて、講義で必要な内容が十分に理解できるのであれば、あまり多くの対応は必要ないでしょう。しかし、映像を見ないとわからない場合や、外国語で説明される映像の場合は、口頭で説明したり、事前に映像の内容を伝えたりする必要があります。音声の聞き取りが課題である授業では、映像の説明と映像自体の音声を同時に聞き取ることはできないため、事前の相談が必要です。字幕などの小さな文字を見なければならぬ映像の場合は、可能であれば、授業後の一定期間、資料の貸し出しを許可していただくと助かります。

また、字幕を読んだり、情景を説明するためには、アシスタントをつけることが望ましいと思われます。同じ授業に参加している学生に余裕があれば、その学生たちにその役割を担ってもらうことも可能ではないかと思われます。そのことで、お互いに友人関係が広がったり、理解をし合えるという副産物も得られます。ただ、

他の学生もその映像を見ることにかなり集中しなければならない場合には、他の学生の学習の妨げにならないような形でのサポートが必要です。

(3) LL 教室

語学等で LL 教室を使う場合は、設置されている機器にもよりますが、一度操作の説明をすることで使いこなすことができるようになります。場合によっては、スイッチやボタンの役割がわかるように学生自身で点字シールを貼ることもできます。

(4) 情報処理教室

墨字使用学生の場合、コンピュータの設定を変更することで、利用しやすくなることもあります。授業の度に設定を変更するのは大変わずらわしい作業です。学生個人所有の機器の使用を許可していただくことで、大学のコンピュータにおいて個人用設定をする必要がなく、指導教員や他の学生との情報共有が可能になれば、学生本人にとっても効率的に作業することができます。Word や Excel など本人が使用に慣れている機器であれば、大学のパソコンを設定するよりも円滑に拡大などの操作ができ、音声で読み上げる支援ソフトを使うこともできます。

また、点字使用学生の場合は、音声及び点字ディスプレイを利用するという理由から、墨字使用学生の場合は、ディスプレイ全体を一目で見ることができないという理由から、一斉授業の中で学習することが難しいことも多くあります。その場合は、個別の授業やアシスタントをつけるといった配慮が必要です。

第6節 テスト・レポート

大学での学業に対する評価はテストやレポートによって大きく左右されます。したがって視覚障害のある学生がテストやレポートをどのように受けどのように提出していくかは重要な問題になります。

テストについては、原則は他の学生と同じように、試験場に行き、点字や拡大文字で作成された問題に解答するという方式が望ましいのですが、状況によってはそのようなことが難しいこともあります。

点字使用学生、墨字使用学生、それぞれのケースごとに学生と大学側との打ち合わせが必要になります。テストの時間は大学入試の実際では点字受験の場合1.5倍、弱視の受験の場合には1.3倍の時間延長の配慮がなされていますが、入学後の試験でもそのような措置をしている大学もあります。

時間延長や点字・口頭での受験、コンピュータを使つての解答等のために、別室を用意することも多くあります。

(1) 出題形式

おもな出題形式には以下の方法がありますが、出題分野や内容に沿って適切な形式で提供してください。

・点字

紙媒体でじっくり読むことが求められる試験は、テキストデータよりも点字での提供が望ましいといえます。大学内での作成が難しい場合は外部機関に依頼することになりますが、時間と費用がかかりますので、早い段階での打ち合わせが必要です。理数系の科目や論理学・言語学、その他、通常の点字体系では表すことが難しい分野については、点訳者と学習者の間で、記号の取り決めをして点訳する場合があります。そのため、学習に利用してきたテキスト類の点訳者がテストを点訳しなければ学生が解答できないこともありますので、ご注意ください。

・拡大文字

データ上で適した文字ポイントに変更されていることが望ましいのですが、拡大読書器を用いて読んだり、拡大コピーで対応できる場合もあります。眼の状態により適した文字ポイントが変わることもありますので、眼への負担が軽減される方法について、学生本人と共に考えていただければと思います。

・コンピュータの利用

テキストや Word の試験問題を、インターネット接続を切った PC の音声読み上げによって読み取る方法もよく利用されています。この形式で、一つずつの選択肢が長くその中から一つを選ぶような試験の場合、聞き取りミスが起こりやすくなるため、選択肢問題を記述問題に変更してもらったという配慮例もあります。また、例えば司法試験など大量の情報を読まなければならない試験においては、音声と文字の両方を用いることが認められていますが、大学の試験でも必要な場合には文字・音声の両用が考えられると思います。

急な視力低下等で文字による試験への対応が困難な場合には、一問ずつ口頭で読み上げて視覚障害のある学生が書き取る（あるいは口頭で答える）、録音するなどの方法も考えられます。

（２）解答形式

おもな解答形式には以下の方法があります。

- ・点字で解答し、点字で提出する。
- ・点字で解答し、試験後、解答者がその解答を読み上げ、筆記者が書き取る。
- ・コンピュータを用い、ワープロソフトで解答を作成し、プリントアウトするか記録メディアに保存して提出する。
- ・口頭で解答を述べる。
- ・拡大版解答用紙に墨字で記入する。

同じテストを受けるということは、公平さを維持するためには重要ですが、何を学んだかという内容を重視する場合には、授業担当者との話し合いで、口頭試問やレポートに置き換えているケースも見られます。しかし、レポートに置き換えたために、テストを受けるよりも資料調べなどに時間を費やしたり、新たな点訳や音訳をボランティア等に依頼しなければならないなどの状況を生むこともありますので、学生本人と十分相談する必要があります。

レポートについては、コンピュータを利用することにより、点字使用学生も漢字かな混じり文を書くことができますが、高等学校までの教育の中で、実際には漢字を使用せずに学んできています。そのため、漢字変換や文字の間違いもあるということを、ご理解ください。

(3) 別室受験

時間延長の措置を行う際、視覚障害学生と他の学生とでは試験の終了時間が異なるため、別室で試験を行うことがあります。その場合には、視覚障害学生がいる別室にも試験監督を手配する必要があります。また、別室受験を行う時には試験問題を確実に別室に届けること、質問があった場合に別室の試験監督と本試験会場にいる教職員とで連絡をとれる状況を作ることが重要です。

(4) その他

試験時には、広い机を使用できるようにしてください。試験時においては特に、他の学生よりも資料が増量し大型化することが予想されます。また、スタンドライトなど携帯用の光源や書見台を使用することもあります。

最近では、指定のウェブ上にアップロードするという形でレポート課題やテストの回答を提出するように求められることがありますが、音声読み上げではうまく操作できない場合があります。事前に動作確認をしたり、他の方法で代替するなど、負担の少ない方法での実施について学生とご相談ください。

第7節 実験・フィールドワーク・ラボ

実験やフィールドワークなどには、もともと視覚的な作業が多く、視覚障害学生には困難が多いものです。しかし、歴史学、文化人類学などフィールドワークが必要な分野や、物理学、化学・心理学など実験が不可欠な分野にも、すでに視覚障害学生が進学し、大学の先生方や友人の協力のもとに学習しています。また、盲学校側も卒業後の支援として、当該学生が受験を希望した段階から大学と相談を行っています。それらの実績をもとに、視覚障害学生が実験やフィールドワークに主体的に参加するための配慮事項を、点字使用学生が化学や物理学の実験を行う場合を例として、以下に示します。

(1) 本質をふまえた柔軟な対応を

大学で用意されている実験やフィールドワークの内容は視覚に障害がないことを前提としていますので、そのままでは視覚障害学生には不可能なものが多いのが実状です。しかし、不可能に見えるものでも、個々の内容を具体的に見ていけば、不可能な作業より可能な作業のほうがずっと多く、視覚障害であるためにできない部分は限られていることがわかります。また、実験方法を修正したり実験器具を工夫することで、目的が達成できるものも少なくありません。

視覚障害学生が、他の学生と同じ方法でできる場合は、問題はないのですが、なんらかの変更が必要になるとき、授業を担当される先生方が「方法を全く変えてはならない」とお考えになるか、「本質が押さえられていれば内容や方法に多少の変更があってもよい」とお考えになるかで、視覚障害学生にとって、その実験が「できる」か、「できない」かは違ってきます。また、どんなに方法を工夫しても、現時点では不可能な実験もいくつかあるのは事実ですから、そのことをどこまで認めていただけるか、何をもって「等価値な」実験やフィールドワークができたと考えていただけるか（単位を与えることができるか）が最も大きな問題です。視覚障害学生の立場からは、柔軟なカリキュラムで対応していただけることが、望ましいことです。

(2) 感覚の活用

視覚障害学生は、日頃から視覚以外の感覚を活用しています。たとえば、コップにジュースを注ぐとき、グラスを持った手が感じる重さと冷たさで、ジュースの量を知ります。化学実験の場合も、ガスバーナーを使う時は、音をたよりに炎の調節

をすることが可能ですし、手で確認しながら実験装置の組み立てを行います。このように感覚を活用することで、多くの実験操作が可能になります。このような感覚の使い方は、当事者以外にはわからないことも多いので、実験操作ができるかどうかを考えるとときには、必ず学生本人の意見を聞いてみてください。

(3) 便利な器具を利用する

視覚障害学生も基本的には一般の学生が用いる実験器具と同じ器具で実験を行います。それに加えて、視覚の障害を補うために用いる実験器具のいくつかを次にあげます。

① 感光器 (Light Probe)

視覚の代替として光の存在や光の変化を知るために、1960年代に開発された視覚障害者用実験器具で、長さ12cmほどの大きさのものが市販されています。この器具の中には、光によって抵抗値などが変わる半導体などを使ったセンサー（受光部）と、音源、スピーカーなどが組み込まれた電気回路があり、光の強さに応じて音の高さが変化するように作られています。光に関する実験のほか、化学実験で色の変化をとらえたり、沈殿（濁り）の生成を知るためにも用います。

② デジタル計器のパソコンによる音声化

電子天秤などデジタル計器をパソコンで音声化することが容易になり、精密な測定ができるようになりました。

③ X-Yレコーダー

通常の実験器具ですが、オシロスコープなどの画面を知るために使います。X-Yレコーダーで画面を記録し、できたグラフを立体コピーで凸図にして観察します。

(4) 基本操作の習得

これまでに述べたことは、高等学校段階（盲学校高等部）で十分に実験をしてきた学生を想定しています。視覚障害学生の場合は、他の学生の場合以上に高校での実験の積み上げによる基本操作の習得ができていることが重要な要素になります。

(5) 本番前に、場所と器具を知る機会を作る

視覚障害者は新しい環境を知るために時間がかかります。したがって実際に実験を行う前に、実験室の位置や構造を理解し、実験機の配列、棚にある物品の確認などをする時間が必要です。また、初めて使う実験器具なども事前にひととおり触ってみる必要があります。

(6) 広い机

視覚障害学生は、一般の実験器具のほかに、特別な器具が必要になることもあるので、一般の学生よりも広い机が必要になります。また、できれば実験室の隅のほうの実験机を使えるとよいでしょう。

(7) 共同実験者

基礎実験の段階では、数人のグループによる実験か二人一組での実験が多いので、共同実験者との人間関係が大切な要素となります。初めから視覚障害学生のことを理解している学生はほとんどいないと思われませんが、次第により協力関係を育てていくことができるよう、毎回グループ編成が変わるよりも、しばらくの間は同じ共同実験者が続くほうがよいと思われまます。

(8) TA (Teaching Assistant) の必要性

視覚障害学生の実験の援助と安全確保のためにTAはどうしても必要です。TAは実験操作を熟知した上で、できるだけ視覚障害学生の自主性を尊重した援助をすることが必要で、学生自身ができることをTAがやってしまうようにしなければなりません。(5)で述べた実験場所や器具のオリエンテーションは、多くの場合TAの任務とされています。

第8節 体育実技

視覚障害があっても、運動をすることは基本的に可能です。大学によっては体育実技を必修にしていない場合もありますが、視覚障害学生が履修する場合には、本人と十分に相談した上で、設備やスタッフを検討しながら、内容や種目を決めることとなります。学生によっては、医師から激しい運動を禁じられていたり、眼のために強い衝撃を避ける必要があったり、他の障害を併せもっている場合もありますので、事前に学生本人と十分に相談することが不可欠です。

盲学校の体育の授業では、次のような種目がおこなわれています。

- ・ 陸上競技
- ・ 水泳
- ・ フロアバレーボール
- ・ サウンドテーブルテニス
- ・ グランドソフトボール
- ・ ゴールボール
- ・ マット運動
- ・ トランポリン
- ・ 縄跳び
- ・ ウェイト・トレーニング

球技の場合は、ルールやゲームに必要な人数等の事情から、大学の授業で取り上げることは難しいと思われていますが、パラリンピック種目であるゴールボールや、盲学校の全国大会が行われているフロアバレーボールは、競技経験のある視覚障害学生が他の学生に説明する形で、体験会が行われている例もあります。なお、一般の球技に視覚障害学生が参加するのは難しいようです。

球技以外の種目では、道具を少し工夫したり、専属の補助者をつけたりすることで、視覚障害学生が他の学生と共に参加できる可能性はあります。

第9節 情報収集

視覚障害は情報障害と言われることもあります。それほど、一般的に視覚によって得られる情報が多くあるということになります。視覚によって得ることの不可能な情報を、いかにカバーしていくかについては次のようなことが考えられます。

(1) 掲示板

大学では休講の連絡や各種の締め切りの伝達のために掲示板が利用されることがあります。大学生活にも慣れ、友人も増えてくると、掲示板から得られる情報は友人に読んでもらえるようになっていきます。しかし、入学直後や友人と一緒にいない時には職員の方に読んでいただくことになります。視覚障害学生に必要な情報を伝えていただける窓口や担当者の存在があると、学生は安心して情報を確認することができます。

最近では、学生への連絡がウェブ上で確認できる大学が多いと思われませんが、音声ではうまく操作できない場合や該当するネットワークに接続することすらままならないこともあるようです。そのため、事前に動作確認を行ったり、メールなどの代替措置を検討するという選択肢もお考えください。

(2) 検索のトレーニング

図書館等で本や論文を探す場合、視覚障害学生は他者の力を借りることが多くなります。そのような時も、視覚障害学生が主体的に検索をするためには、検索のためのテクニックを十分に知っておく必要があります。最近是一般の学生に対しても検索のためのトレーニングをしている大学もありますが、視覚障害学生にとってこのようなトレーニングは重要なことです。

(3) OCRの利用

講義で必要なテキストは点訳や音訳をすることもできますが、それには相当の時間とマンパワーが必要となります。少々読みづらくても、ある程度内容をつかんだり、概略を知るにはOCRが利用できます。視覚障害学生が独力で利用できるものもありますが、チューターやボランティアに依頼し、OCRを使って論文等をテキストファイルにし、校正してもらうことで短時間で資料を作り上げる方法もあります。

(4) インターネット

すでに電子化された情報を得るためには、インターネット上でも多くの情報が入手できます。“Google スカラー”、“J-stage”、“CINII Articles”といった一般に公開されている論文検索サイトを使用して情報収集をしているという複数の実例があります。

第10節 図書館

図書館は学生にとって非常に重要な場所ですが、視覚障害学生にとっては利用しにくい場所の一つです。その理由としては、点字や拡大文字の資料がほとんどないこと、検索を行うコンピュータ端末が利用できないこと、必要な資料の検索を独力で行うことが困難であることなどがあります。図書館を有効に利用できるかどうかは、学業に大きく影響しますが、視覚障害学生が図書館を利用するための支援には、次のようなことがあげられます。

(1) 対面朗読室

公共図書館にも設置されるところが増えてきていますが、多くの大学では図書館の中あるいは校舎の中に対面朗読室を設けています。視覚障害学生が図書館の資料を読む場合、他の学生やボランティア等に読み上げてもらうことがよくありますが、その際に、他の利用者に静かな環境を保障するためです。

視覚障害学生は、対面朗読用の部屋に資料を持ち込み、朗読を受けながら録音したり、メモを取ったりすることになります。この部屋には視覚障害学生が操作できるコンピュータ・システム、インターネットへの接続ポート、録音のための機器等が設置されているとより便利に学習することができます。最近では、本人用とサポート者用のコンピュータを備えている大学も増えてきています。

(2) 検索のアシスタント

視覚障害者が図書館の資料を検索する場合、墨字使用学生に対しては、端末に表示される文字を拡大して表示する必要があります。また、視覚による画面確認が不可能な学生は、音声等で情報を得ることになります。

膨大なデータの中から、コンピュータから発生する合成音声や拡大文字で必要な箇所を見つけ出すことには、通常の何倍もの時間がかかりますので、コンピュータ等の条件が整っていたとしてもサポートが必要になります。支援者としては、同じクラス等の学生やチューター、図書館員、ボランティア等が考えられます。いずれにしても、随時、図書館を存分に利用できるような体制が必要です。

検索済みの資料を墨字使用学生が図書館の中で探す場合も、資料を書架から探しってもらうためにサポートが必要となる場合があります。膨大な開架資料の中から、目的とする資料を独力で見つけ出すことは困難だからです。

(3) その他

図書館は学習室としても利用されていますが、空いている座席を探すことが困難なため、座席までの案内が必要になります。

また、学生がよく利用するサービスとして、図書館間の相互貸借サービスがあります。例えば、授業で必要な点字の資料を、大学図書館を經由して点字図書館から借りるといった方法です。大学が間に入ることにより、授業で必要であるという理由での貸出期間の延長も配慮してもらえます。

図書館間の連携では、始まったばかりの取り組みとして、国立国会図書館が提供している検索サービス「国立国会図書館サーチ」の「障害者向け資料検索」での、大学が作成したテキストデータ図書が公開されています。このサービスは、個人が登録手続きをして利用できるものですが、大学図書館が視覚障害学生と連携して利用することで利便性が高くなると思われます。

第11節 支援体制

視覚障害学生の支援体制を整えるために参考になる点について、以下に述べます。

(1) 支援室・相談窓口

大学の中では視覚障害学生は少数であるため、無意識のうちにその存在が忘れられた形で、日々の活動が行われることは多く、その都度学生が情報や配慮を求める必要が生じます。そのため、視覚障害学生と一緒に話し合い、考え、学内組織との橋渡しをすることができる窓口があると、大学側と学生の意志疎通もスムーズになります。視覚障害学生に関わる予算やサポート環境、施設・設備の問題点、学業や学生生活全般に関わること等、解決しなければならないことが多くありますが、その窓口を通じて当事者の意見を確認しながら、方針を立てていけるとよいでしょう。

この窓口として、さまざまな障害学生を対象とした障害学生支援室が設置されている大学も増えました。そこで多くの学生と関わることは、視覚障害学生が他の学生への支援について学ぶ機会ともなっているようです。

なお、障害は個人によって異なるとはいえ、支援をするために、大学にこれまで在籍した障害学生の事例は役立ちます。他の大学の事例も参考になります。そのため、このような相談窓口や支援室のような機関は、学内の人事異動がある場合も支援実績を継承し、活用できるようにしていくことが重要と思われます。

(2) 予算

視覚障害学生をサポートするためには、特別の予算措置が必要となります。その使途としては、点訳・音訳の費用、チューターの費用、コンピュータ機器、視覚障害者用の実験器具、点字ブロックの設置等があげられます。国立大学法人については文部科学省、私立大学については日本私立学校振興・共済事業団が、ある程度の加算措置を用意しています。公立大学は、各地方公共団体に委ねられています。

これらの予算は当該の視覚障害学生のニーズや専門機関のアドバイスを考慮しながら適切に使われることが望まれます。第1章でも触れましたが、視覚障害には個人による違いがありますので、過去に在籍していた学生の例が有効であるとは限りません。情報機器などは日進月歩ですので、その都度十分な検討が必要です。高額なものもありますので、大学間での資源の共有も検討するとよいと思われます。

(3) アシスタント、チューター

大学によっては、障害の有無に関わらず、大学院生あるいは学部生が学習のサポートをすることがあります。この制度があると、視覚障害学生は普段の学習を補うことができます。チューターのサポートは様々な場面で役に立っています。例えば、実験を伴う科目の授業では、事前にマニュアルや実験器具を確認したり、事後にデータの処理をする時にチューターの存在は重要です。数式や図表の確認等にも、その分野について知っている人のサポートは大切です。その他、資料の検索や短期間に多くの資料を読まなければならない時にもチューターのサポートが必要です。チューターにとっても、サポートをすることから得られることは多いようです。

なお、サポート担当職員の雇用形態によっては、学内の情報のアクセスや設備利用が制限されて適切な措置が行えないこともあるようです。そのため、サポートに当たるスタッフの施設利用や情報アクセスについては、大学側が十分に検討する必要があります。

また、文献のテキストファイル化や触図の作成等のノウハウの習得には、学生や職員の自助努力だけに頼ることに限界もあると思われます。アシスタントやチューターなど、視覚障害学生の支援に直接関わる人が、専門機関（盲学校など）や他大学の経験者などから助言を受ける機会があるとよいでしょう。

(4) ガイドライン

大学によっては、視覚障害学生支援のポイントをまとめたガイドラインを作成し、視覚障害学生が受講する授業の担当者に渡しているようです。ガイドラインが大学にあっても、それが個々の講義担当者に伝わっていないということのないよう、周知をお願いします。特に非常勤の外部講師による講義がある場合はご注意ください。ガイドラインの内容については、記載する内容が個人によって異なることもありますので、適宜、学生と確認して作成してください。

授業履修が確定した後に、当該学生が担当者と直接連絡を取れることが望ましいのですが、簡単なガイドラインがあると、双方にとって不安を軽減できます。大学によっては、履修が確定した時点で、支援室から各担当者に視覚障害学生の情報を伝え、学生が履修に不安のある授業については、支援室のスタッフも同席する形で事前面談を行っているようです。

(5) ロッカー、保管場所等

視覚障害学生は、拡大読書器、点字印刷したテキスト等、授業に使用するものがかさばることがありますので、授業がない時や帰宅する時に収納する場所があると非常に便利です。そのような場合に対応するために、鍵をかけられるロッカーか保管場所を用意できれば便利です。サポートルームのような小部屋があると、そこで対面朗読などのサポートを受けたり、機器を使用して音声で学習したりすることもできます。

(6) 学外との協力

視覚障害学生をどのように支援していくかについては、まずは学生本人との話し合いが必要です。とはいえ、高校を卒業したばかりの学生の場合、自らの環境をどのように整えていけばよいかについて、熟知しているわけではありません。必要に応じて、出身の盲学校やその他の専門機関に相談してください。他大学における取り組みも参考になりますので、視覚障害学生が在籍する他大学にも問い合わせてみてください。

第12節 ボランティアとの関わり

視覚障害学生の大学生活はボランティアによって支えられているといっても過言ではありません。テキストやテストの点訳・音訳には現状ではボランティアの支援が欠かせません。点訳や音訳のボランティアは、各地域の社会福祉協議会やカルチャー・センター、点字図書館、盲学校等で点訳や音訳の仕方を習得した人々で、多くの場合、グループで活動しています。点訳の場合は、グループによって得意分野があります。日本語、英語、その他の外国語、理数系、楽譜、図表等、どの分野ができるかを確認してから依頼する必要があります。大学や大学院レベルで使用する専門的な点訳はたいへん難しく、点訳ができるからといってどのグループでも引き受けられるわけではありません。

すべての語の読み方を確認すること、点字としてわかりやすいようなレイアウトにすること、聞いてわかりやすいような説明を考えること、複雑な図表をシンプルに書き直したりすること等、点訳には高度な工夫と膨大な時間を要します。そのため専門性や経験が問われる作業といえます。

大学で学ぶ視覚障害者が少なかった時代は、大学側でのサポートがあまりなく、テキストの準備等は学生個人の努力によって行われていましたが、最近では、大学が点訳依頼を行うケースも多くなりました。

ボランティアグループの多くは、大学等の機関からの依頼については、作業内容に見合う点訳料を請求するようになってきています。点字プリンタ等高額な機器の購入・維持など、点訳作業のために費用がかかり、助成団体等からの寄付金だけでは活動を維持できないという事情があるためです。

第13節 コンピュータ機器、ソフト、その他

大学生活においては、学内 LAN への接続や、大学から提供されるメールアドレスの使用、学内者専用のウェブサイトの利用など、コンピュータの使用が欠かせないうえ、視覚障害学生にとっては、情報保障の上でも情報機器の使用が不可欠です。そのため、インターネット環境を整えるサポートも必要になります。

本シリーズの3「支援機器」に、点字使用学生の場合と、墨字使用学生の場合とに分けて活用事例を記載しています。「支援機器」もあわせてお読みください。また、下記のサイトに機器の最新情報が掲載されていますのでご活用ください。

視覚障害学生の大学における学習に必要な支援機器に関する情報

<https://www.braille-exam.org/assistive-technology/index.html>

第3章 学生生活

第1節 住まい

(1) 下宿探しのポイント

入学後は大学などの学生寮に入る学生もいますが、学校の周囲や生活に便利な所でアパートなどを借りて一人暮らしをする学生も多くいます。他の学生にもいえることですが、一人暮らしをする際、学校に近いことや最寄りの駅に近いといったように交通機関に便利なこと、また周囲に店や医療機関、郵便局、銀行といった金融機関があることなど、日常生活において不可欠なものが近くにあるかが住む場所を選ぶポイントとなります。

なお、建物の構造や部屋の階数などに特別な配慮を要することはありません。

(2) 日常生活

日常生活においては、盲学校出身の学生の場合、かなりの割合で寄宿舍での生活経験があります。また、盲学校の授業や集中指導などで一人暮らしを前提とした練習をしてきた学生も多く、個人差はありますが、身の回りの大体のことは自分でできると考えられます。食事についても、大学食堂や学校・下宿周辺などの飲食店を利用したり、スーパーやコンビニエンスストアなどで手軽に調理のできるものを購入するなどしているようです。もちろん時間に応じて簡単な調理をするなど、毎日のように自炊をしている学生も多くいます。調理に際しての火の管理ですが、ガスコンロの使用も特に問題はないのですが、便利で安全であるということから電磁調理器を使用している学生が多いようです。

トイレや風呂などに関してですが、その構造については特に問題になることはありません。ただし、大人数で利用する場合、物の配置が変わってしまうと困ることがあります。

(3) 部屋探しや契約

部屋探しやその契約については、入学が決まり次第、各個人で行うこととなります。他の学生と同様、学校の近くや最寄りの駅などの不動産屋で探す学生がほとんどですが、大学の学生部や生協などで斡旋がある場合は利用している学生も多いようです。契約にあたっては、まだまだ社会的な理解が不十分なこともあり、未だに断られてしまうことが少なくありません。そのため、大学によっては学生寮に優先的に入れるよう配慮されていたり、下宿先や大家さんに理解を求める働きかけを行ったりしていただいているところもあります。

(4) 学生寮

学生寮での生活は、他の寮生と物品や場所を共有する生活です。それぞれの寮の特性や、視覚障害学生のできること・できないことによって柔軟に対応し、暮らしやすい環境を整えていただけると助かります。共用部分の掃除や各種当番は、本人のできることを確認しながら、基本的に他の寮生とともに協力して行うことができます。

第2節 通学

(1) 通学練習

通学については、学生個人の責任で行います。必要となる歩行技術や知識を既に盲学校の授業などで修得している学生がほとんどですが、入学が決まり次第、個々で集中的に訓練を行います。訓練手段は、盲学校からの紹介で地域の訓練施設に依頼したり、その大学の先輩や職員の方に説明をしてもらったり、また、保護者などに行ってもらったりとさまざまです。盲学校においても、必要に応じて、歩行指導担当の教員が入学前の春休みなどを利用して集中的に指導を行っています。

(2) 白杖による単独通学

住まいが学校のすぐ近くであれば徒歩のみで通学する学生もいますが、ほとんどの学生が、電車やバスなどの交通機関を利用して通学しています。交通機関の利用については、安全が最優先となりますが、これまでに訓練をしてきていることや入学前に集中的に行っていること、また通学する中で毎日のように利用して慣れてくることもあり、特に問題はないと思われます。

初めて行くような自分の知らない環境を単独で歩くことは困難なことです。誰かから周囲の道路や場所といった環境を説明してもらい、何度か歩いてみることで単独で歩くことができるようになります。そのため、在学中は、周囲の友人などと通学することもあるかとは思いますが、ほとんどの学生が単独で自宅または下宿先から通学しています。入学当初、まだ慣れていないこともあって、学校周囲などで少し迷っている学生を見かけることがあるかもしれません。その際は、近くに来て一声かけていただくと助かります。

第3節 学内移動

(1) 建物などについて

大学キャンパス内の移動については、入学前の訓練で、教室や図書館、学生食堂、事務室など、学生生活に不可欠な場所を重点的に覚えます。キャンパス内の建物や教室番号がわかっていると覚えやすいため、その一覧をわたすようにしてください。一度にすべてを覚えることは難しい場合もあり、移動になれていないうちは、複雑な所では多少迷うことがあるかもしれませんし、建物間の移動距離が長いキャンパスでは授業の開始に間に合わない場合もあります。その点もご理解ください。ただし、すぐにクラスなどで友人ができますし、環境にも慣れていきますので特に問題はありません。

また、建物内の設備の配置の変更や工事による通行範囲の限定がある場合は、事故を防ぐために、前もって学生本人に知らせてください。

歩行などに伴う建物などの改造についてですが、特にその必要性はありません。視覚障害学生の場合は、肢体不自由のある学生とは異なり、階段の昇降については特に不便はなく、新たなエレベーターやスロープの設置、トイレの改造なども必要ありません。ただし、もしも今後の改修等でユニバーサルデザインについて学内で検討されるようなことが生じましたら、その際は専門機関にご相談下さい。

学生によっては使用する教室の位置を把握したり確認したりするために、使用教室のドア付近などに点字シールを貼らせていただくことをお願いすることがあります。貼るにあたっては、学生自身が点字シールを用意します。大学全体にわたって点字での教室番号表示をする場合には、専門業者を利用することもできます。

(2) 点字ブロックなどについて

点字ブロックについては、必ず敷設しなければならないというものではありません。確かにあった方が便利ではありますが、単独で歩く際、建物の構造などといった他の手がかりを使うことも多く、点字ブロックがなければ全く歩けないということはありません。ただし、特に危険と思われる箇所や、中途失明等により単独での歩行にまだ慣れていない視覚障害学生に対しては、必要な場合もあります。

弱視学生においては、点字ブロックの色を手がかりにすることがありますので、路面との色のコントラストをはっきりさせる必要があります。もし点字ブロックを敷設される場合には、まず学生本人と相談をしていただき、その後、専門機関にご相談していただくことをお勧めします。

点字ブロックの上や移動の通路上の放置自転車については、視覚障害学生が単独で歩行する際の大きな障害となります。駐輪場など、決められた場所以外にはなるべく止めないよう、学生はじめ周囲の方々に促していただくと大変助かります。放置自転車のほか、臨時で設置される看板や移動式の車止めなどにぶつかったという事例もあります。ご注意くださいと助かります。

(3) 「手引き」(介添え)による移動

視覚障害学生が他の学生と一緒に移動する際の歩行の仕方には、「手引き」という方法があります。単独による移動や盲導犬による移動といった他のいくつかの移動方法もありますが、その中でも、この「手引き」による移動が、最も安全でまた能率的に移動できる方法です。

「手引き」は、視覚障害者が介助者の左右どちらかの肘の少し上を持たせてもらい一緒に移動する方法です。「手引き」をする際ですが、「手引きをしましょうか」とまず一言かけてください。

移動中は、階段の昇降の初めと終わりに一度停止していただくなど、安全確保に気をつけていただくと大変助かります。移動速度などは個人差がありますので、疑問に思うことがあれば、直接、学生本人に聞いてみるとよいでしょう。

また、視覚障害学生が迷っているように見受けられたが「手引き」という言葉になじみがなく声をかけにくかったという話も聞きます。その場合は「何かお困りですか」と声をかけて肩をたたいていただくと、視覚障害学生が自分自身に話しかけられたと気づくことができます。

(4) 盲導犬（介助犬）による移動

学生の中には、盲導犬を使用し通学や学内などを移動する者もいます。盲導犬はペットではなく、犬と使用者は訓練施設において特別な訓練を受けています。そのため、犬が周囲の方に危害を加えることはありませんので、騒ぎ立てたり、怖がったりしなくても大丈夫です。また、盲導犬は仕事ですので、勝手に触ったり、話しかけたりはしないでください（使用者に許可を得てください）。また、決して食物などは与えないでください。

盲導犬は、訓練施設において食事や排泄などの規則的な生活を学んできています。できれば学内において、そのようなことができる場所を一カ所確保していただくと助かります。対処については、使用学生本人がいたします。

基本的に盲導犬に関わることの対処判断は使用学生がしますが、もし判断に困っている時や、移動において危険な場所を通行する際は、一声かけていただくと助かります。

第4節 奨学金制度

視覚障害者を対象とし、比較的良好に利用されているものを掲載します。

(1) 社会福祉法人聖明福祉協会盲大学生奨学金貸与事業

「聖明・朝日盲大学生奨学金」

対象：大学・短期大学に在籍する者（通信教育を除く）。

身体障害者手帳の交付を受けている障害者等級1～4級の者。

採用する人員：5名前後。

内容：奨学生に採用した年度の4月から、修業年限の最終月まで貸与。

貸付金額：月額4万円（無利息）

申込用紙の交付：毎年3月

問い合わせ先：社会福祉法人視覚障害者支援総合センター

(2) 公益財団法人ヤマト福祉財団

対象：障害のある大学生

募集人数：若干名

内容：貸与額 月額5万円（年間60万円）、返済義務なし。

決定時の学年から卒業年度まで（留年・留学などは期間に含まない）。

応募書類請求期間：毎年3月～4月

申込及び申請先：公益財団法人ヤマト福祉財団

TEL 03-3248-0691 FAX 03-3542-5165

(3) 一般財団法人 中島拓（なかしまひろく）奨学基金

対象：視覚障害のある学生（盲学校専攻科や職業訓練機関等も含む）

内容：年間60万円、返済義務なし。

募集人数：5名程度。

(4) College Women's Association of Japan (CWAJ)

(1) CWAJ 視覚障害学生海外留学奨学金 (SVI-SA) 1名 300万円

(2) CWAJ 視覚障害学生奨学金 (SVI-SJ) 2名 150万円

いずれも返済義務なし

(5) ダスキン障害者リーダー育成海外研修派遣事業

対象：18歳～40歳の障害者（海外での研修を通して障害者のリーダーとなる
ことが期待される者）

派遣人員：4名程度

派遣期間：3ヶ月～1年

内容：上限400万円を支給

問い合わせ先：公益財団法人ダスキン愛の輪基金

参考資料・文献

1. 障害学生支援に関するもの

- ・「視覚障害学生サポートガイドブック」：日本医療企画 鳥山由子監修
青松利明・青柳まゆみ・石井裕志・鳥山由子編著
- ・「合理的配慮ハンドブック」ジアース教育新社
独立行政法人日本学生支援機構編著
- ・「障害学生支援入門」ジアース教育新社 鳥山由子・竹田一則編
- ・アメリカ化学会「Teaching Chemistry to Students with Disabilities:
A Manual for High Schools, Colleges and Graduate Programs Edition 4.1」
翻訳資料 翻訳：東京大学先端科学技術研究センター、株式会社リングア・ギルド
- ・「ICUにおける一盲学生の物理実験・化学実験履修の記録」：国際基督教大学
(1986)
- ・「化学と教育」36巻4号（特集：視覚障害者の化学実験）日本化学会（1988）
- ・「点字で大学—門戸開放を求めて半世紀—」：視覚障害者支援総合センター
菊島 和子著 高橋 実監修
- ・「障害学生の支援 新しい大学の姿～AHEAD 日本会議より」：慶應義塾大学
出版会 富安 芳和・小松 隆二・小谷津 孝明共編
- ・「大学案内 2020 障害者版」：全国障害学生支援センター

2. 視覚障害教育に関するもの

- ・「視力の弱い子どもの理解と支援」教育出版
大河原 潔・香川 邦生・瀬尾 政雄・鈴木 篤・千田 耕基 編
- ・「視覚障害教育に携わる方のために（五訂版）」慶應義塾大学出版会
香川邦生編著 共同執筆 猪平 眞理・大内 進・牟田口 辰己
- ・「視覚障害教育入門(改訂版)」ジアース教育新社 青柳まゆみ・鳥山由子
- ・「視覚障害教育ブックレット」ジアース教育新社 筑波大学視覚特別支援学校
- ・「新訂版 視覚障害教育入門Q & A」：ジアース教育新社 全国盲学校長会編著
- ・「視覚障害指導法の理論と実践」ジアース教育新社 鳥山由子編著
- ・「視力 0.06 の世界」ジアース教育新社 小林一弘

3. その他

- ・「今日からできる障害者雇用」弘文堂 大胡田誠・関哉直人編著
- ・「知のバリアフリー：『障害』で学びを拓げる」京都大学学術出版会
嶺重慎・広瀬浩二郎編著

問い合わせ先

- ・ 全国高等学校長協会入試点訳事業部

<https://www.braille-exam.org/>

E-mail : ntj@braille-exam.org

TEL & FAX 03-3945-6824

- (視覚障害学生の大学における学習に必要な支援機器に関する情報は下記)

<https://www.braille-exam.org/assistive-technology/index.html>

- ・ 日本点字図書館

<https://www.nittento.or.jp/>

TEL 03-3209-0241 (代表) FAX 03-3204-5641

- ・ 日本ライトハウス情報文化センター

<https://www.lighthouse.or.jp>

TEL 06-6441-0015 FAX 06(6441)0095

- ・ 日本私立学校振興・共済事業団

<https://www.shigaku.go.jp/>

- ・ CWAJ(College Women's Association of Japan)

<https://www.cwaj.org/>

- ・ 公益財団法人ダスキン愛の輪基金 障害者リーダー育成海外研修派遣事業

<https://www.ainowa.jp>

- ・ AHEAD (Association on Higher Education and Disability)

<https://www.ahead.org>

- ・ 筑波大学附属視覚特別支援学校

<http://www.nsfb.tsukuba.ac.jp/>

- ・ 視覚障害リソース・ネットワーク

<https://www.cis.twcu.ac.jp/~k-oda/VIRN/>

- ・ サピエ図書館

<https://www.sapie.or.jp>

- ・ 視覚障害者支援総合センター

<http://www.siencenter.or.jp>

- ・ 日本盲導犬協会

<https://www.moudouken.net/>

- ・ 日本学生支援機構

<https://www.jasso.go.jp>

この資料についてのご質問や、さらに詳しい情報については、下記にご連絡ください。

全国盲学校長会大学進学支援委員会事務局

(筑波大学附属視覚特別支援学校内) TEL 03-3943-5423, FAX 03-3943-5410

全国高等学校長協会入試点訳事業部

(筑波大学附属視覚特別支援学校内) TEL&FAX 03-3945-6824

E-mail : ntj@braille-exam.org

シリーズ 視覚障害者の大学進学 2
大学生活

令和2(2020)年6月18日 発行

発行者 全国高等学校長協会特別支援学校部会
全国盲学校長会大学進学支援委員会
全国高等学校長協会入試点訳事業部